

状況報告書（軽微な変更）に必要な添付図書（正副 2 部）

◆ 状況報告について

認定を受けた建築物の計画に軽微な変更があった場合には、状況報告書により報告をお願いいたします。

添付図書（共通）

1 新築等状況報告書

2 委任状

3 状況報告に係る書類

以下の場合に応じた書類を添付してください。

（1）分合筆または計画の変更等で地名地番が変更となった場合

①変更前及び変更後の公図の写し

②変更前及び変更後の登記簿謄本の写し

※なお、変更後の登記簿謄本にて、地名地番の変更が全て確認できる場合は、変更後のみの添付で構いません（変更前が閉鎖されている場合等）。

変更前が閉鎖されている場合等、変更前のものを取得することが難しい場合には、ご相談ください。

（2）計画に軽微な変更があった場合

①登録住宅性能評価機関等による変更内容を証明する旨が記載された書類

※認定に際し、事前に登録住宅性能評価機関等による技術的審査をうけた場合

②建築基準法の計画変更があった場合は、計画変更の確認済証の写し及び確認申請書

又は、建築基準法の軽微変更があった場合は、軽微変更説明書

③変更前・変更後の図面（変更箇所が技術的審査に該当しない場合のみ）

※変更箇所がわかるようマーキングしてください。

（3）その他の報告

変更内容が確認できる書類を添付してください。

<注意事項>

- 提出書類につきましては、正本・副本をご用意ください。
- 委任状には原則、押印が必要です。
- 軽微な変更に該当するかどうかについては、事前に登録住宅性能評価機関等にご相談の上、市へご相談ください。
- 技術的審査に影響しない変更の場合における手続き、必要書類については、直接、市へご相談ください。